

自然体験型学習事業実施要領

1 事業の目的

自然体験や集団での活動を通じて、自己有用感やコミュニケーション力など子どもたちの生きる力を育むため、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）又はNPO法人や社会福祉法人、青少年教育団体等（以下「民間団体」という。）が行う宿泊体験活動の取組を支援する。

2 事業の内容

(1) 児童生徒の健全育成を目的として、市町村等が学校行事として実施する小中学校等における2泊3日以上宿泊を伴う体験活動を支援する。

- ①市町村等は、本事業を実施する学校（以下「活動実施校」という。）を選定する
- ②活動実施校は、豊かな自然環境を利用した森林に関する体験活動を含む連続した2泊3日以上宿泊を伴う体験活動を実施する。
- ③活動実施校は、本事業実施前後の児童生徒の意識の変容についてアンケート調査等を行い、本事業による成果を把握する。

(2) 児童生徒等の健全育成を目的として、民間団体又は市町村等が概ね高校生以下の児童生徒を対象に実施する1泊2日以上宿泊を伴う体験活動を支援する。

- ①民間団体又は市町村等は、本事業を実施する際、参加者を広く募集するとともに、豊かな自然環境を利用した森林に関する体験活動を含む1泊2日以上宿泊を伴う体験活動を実施する。
- ②民間団体又は市町村等は、体験活動の指導者の招聘やボランティアの募集を行うなど事業の目的に沿った、質の高い体験活動の提供及び安全面への十分な配慮を行うものとする。
- ③民間団体又は市町村等は、本事業の実施後に参加者の満足度を問うアンケート調査等を行い、本事業による成果や参加者が求める自然体験活動についてのニーズを把握する。

3 交付申請書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村等又は民間団体は、高知県教育委員会が指定する期日までに、自然体験型学習事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に定める交付申請書に、別に定める様式（別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表1-4、別表3-1（ただし、上記2（2）の事業で実施する場合は、別表3-1は不要））を添付して提出するものとする。なお別表1-3には、次の①の体験活動と②～⑦のいずれの体験活動を実施か明記することとする。

- ①豊かな自然環境を利用した森林に関する体験活動
- ②ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動
- ③交流に関わる体験活動（異なる地域の人々や異学年・異年齢との交流、高齢者との世代間の交流）
- ④①以外の自然体験活動
- ⑤勤労生産に関わる体験活動
- ⑥文化や芸術に関わる体験活動
- ⑦その他の体験活動（農林水産業施設の見学学習、スキー教室、イングリッシュキャンプなど）

併せて、本事業の実施にあたっては、事故や怪我、災害等の緊急時に児童生徒等参加者の安全を確保するための危機管理マニュアル（野外活動に対応している内容であれば、学校や各団体で作成している危機管理マニュアル等で可）を提出すること。

4 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村等又は民間団体は、高知県教育委員会が指定する期日までに、交付要綱第11条に定める実績報告書に、別に定める様式（別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表3-3（ただし、上記2（2）の事業で実施する場合は、別表3-3は不要））を添付して提出するものとする。

5 費用

（1）補助対象経費

県は、上記2の要件を満たす市町村等又は民間団体が実施する事業に対して補助するものとし、補助対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、取扱いに際しては、市町村等及び民間団体が負担する本事業に係る他の経費と明確に区分しておくこと。

また、本事業においては、活動中の食費・食材費、鉄道・航空機での移動に係る経費は補助対象外とする。ただし、市町村等が学校行事として実施する2泊3日以上の自然体験型学習事業において活動期間中に必要な食費について、市町村等が就学援助家庭の児童・生徒やその他特別な事情により支援が必要と認められる児童・生徒に補助を行う場合は、「自然体験型学習事業利用促進事業実施要領」の定めるところにより取り扱う。

なお交付要綱第2条第2項にかかる事業については、追加で借り上げるバス等借上料又は乗車定員の多いバス等への変更に係る費用を補助する。

- ・謝金（体験活動での児童生徒の指導や支援、活動のコーディネート等を行う人材への謝金）

- ・旅費（事前調査や打合せ等の旅費）
- ・消耗品費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・借料及び損料（宿泊費、バス借上料等）
- ・保険料（当該活動のため新規で加入する傷害保険等）
- ・雑役務費
- ・追加で借り上げるバス等借上料又は乗車定員数の多いバス等への変更に係る費用（新型コロナウイルス感染拡大防止対策）

6 その他留意事項

災害その他、天候不順等により体験活動の日程が変更になる見込みとなった場合には、当該見込みが明らかになった時点で直ちに県教育長と協議を行うものとする。

補助金の交付を受けようとする事業が、災害その他、天候不順等により宿泊をともなわない事業になる場合には、速やかに事業担当者に連絡、協議のうえ、交付要綱第4条第2項、第5条（2）（3）により手続を行うものとする。

なお、災害その他天候不順等により実施日の変更を行う場合は、交付要綱第4条第2項（3）により、手続を行うものとする。

附則

この実施要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は令和2年9月10日から施行する。